

（１）岸和田市環境保全条例改正の背景・理由

- ・現在の岸和田市環境保全条例（平成15年6月20日条例第16号。以下、「市条例」という。）は昭和51年に公布された岸和田市環境保全条例（昭和51年3月31日条例第17号、以下、「旧条例」という。）が平成15年に全部改正されたものである。
- ・その後、国際的な地球環境を取り巻く時代の潮流に対応する国等の施策の推進や協働によるまちづくりを推進することを規定した岸和田市自治基本条例（平成16年12月10日条例第16号。）が施行され、岸和田市の環境施策を見直す必要性が生じてきた。
- ・自然環境関係法令や大阪府条例等により、新たに制度や規制が規定されている中、岸和田市として必要な規定を残しつつ、過度の規制にならないよう重複しているものについて見直しを行う。

（２）環境施策について

1 現状

- 平成15年に市条例の全部改正を行った際には、地球環境や生物多様性保全の考え方について言及されたが、理念を明記するに留まっており、施策を推進する規定が存在しない。
- 平成26年8月に「岸和田市生物多様性地域戦略2014」が策定され、市民・事業者・行政等の役割を明らかにし地域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を推進することが位置付けられたが、それに対応する規定が存在しない。
- 市民等との協働について、施策を推進する規定が存在しない。

2 見直し検討

- 循環型社会と低炭素、自然共生社会の推進について、市民との協働という観点も踏まえて新たな条文の要否について検討を行った。

3 検討結果

- 現行の計画等と整合するよう、適切な規定を追加する。**

（３）自然環境の保全と回復について

1 現状

- 市条例において、自然環境保全区域の指定について規定しているが、条例施行以降適用された例がない。
- 岸和田市のまとまった自然地は、既に他法令等の区域指定を受けている。

2 見直し検討

- 既に他法令等により保全区域等が指定され、行為等が規制されている中、当該指定についての規定は、過度の規制とされないか検討を行った。

3 検討結果

- 市の環境施策として必要なものであるため、引き続き運用する。**
- 関連する条項についても、引き続き運用する。**

（４）現状変更行為の届出について

1 現状

- 市街化調整区域において、1,000平方メートル以上の区域で宅地の造成や土地の開墾等、自然環境の保全等に影響を与えるおそれのある行為（現状変更行為）を行う際に、一部の区域で行われるものを除いて、行為の種類に応じた割合の緑化を求める届出義務を課している。
- 他法令等において、同等以上の割合で緑化義務が課されているものが存在する。

2 見直し検討

- 一定の基準で緑化を行うと考えられる国等が行う行為について、届出を不要とする規定の要否について検討を行った。
- 他法令等により基準が設けられているものについて、届出を不要とする規定の要否を検討した。

3 検討結果

- 国等が行う行為について、意見を述べる機会があることを前提として、適切な規定を設ける。**
- 他法令により緑化が担保されているものについては、規制内容が重複しないよう精査し、二重に義務を課すことのないようにする。**

（５）参画と協働による自然環境の保全等について

1 現状

- みどりの市民団体の認定やそれに対する支援等について、自然再生推進法において同様の規定が存在する。
- 自然環境の保全等に関する協定や自然環境調査員、表彰の規定について、大阪府条例の規定において同様の規定が存在する。

2 見直し検討

- 他法令等により同様の規定がなされているものについて、市条例で引き続き規定することの要否の検討を行った。

3 検討結果

- 岸和田市の「参画と協働による自然環境の保全等」を行う上で必要であるため、引き続き運用する。**

（６）岸和田市環境審議会環境政策専門部会審議経過

- 平成30年10月19日 : 第1回 部会開催 岸和田市環境保全条例の改正について
- 平成31年1月23日 : 第2回 部会開催 岸和田市環境保全条例の改正について